

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

第3回質問に対する回答書

令和2年5月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年4月30日（木）から5月15日（金）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る基本協定書（案）等に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年4月30日（木）午前9時から
令和2年5月15日（金）午後5時まで

第3回質問に対する回答書：170件

①基本協定書（案）	50件
②基本契約書（案）	54件
③モニタリング基本計画（案）	25件
④実施方針（案）	1件
⑤要求水準書（案）	12件
⑥第2回質問に対する回答書	28件
合計	170件

①基本協定書（案）：50件

第1条（定義）	1件
第2条（目的）	0件
第3条（水道局及び事業者の義務）	1件
第4条（SPCの設立）	3件
第5条（基本契約等の締結）	1件
第6条（違約金）	1件
第7条（準備行為）	1件
第8条（損害賠償）	6件
第9条（本協定上の権利義務の譲渡の禁止）	1件
第10条（秘密保持義務）	13件
第11条（個人情報の保護）	1件
第12条（本協定の変更）	1件
第13条（本協定の有効期間）	1件
第14条（管轄裁判所）	0件
第15条（準拠法及び解釈）	0件
第16条（その他）	1件
別紙1 SPCの資本金及び株主構成報告書	1件
別紙2 個人情報取扱特記事項	17件
合計	50件

②基本契約書（案）：54件

第1条（目的等）	1件
第2条（定義）	2件
第3条（各事業の趣旨の尊重）	0件
第4条（事業日程）	0件
第5条（建設JVの結成）	0件
第6条（工事請負契約等の締結）	2件
第7条（違約金）	4件
第8条（役割分担）	5件
第9条（SPCの運営）	2件
第10条（施設の契約内容不適合に関する責任）	1件
第11条（SPCへの代表企業の保証）	0件
第12条（モニタリング実施計画）	1件
第13条（計算書類等の提出）	2件
第14条（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）	2件
第15条（債務不履行）	1件
第16条（契約の解除）	0件
第17条（契約解除の効果）	0件
第18条（秘密保持義務）	12件
第19条（個人情報の保護）	1件
第20条（本契約の変更）	0件
第21条（管轄裁判所）	0件
第22条（本契約の有効期間）	1件
第23条（準拠法及び解釈）	0件
第24条（その他）	1件
別紙1 事業日程	1件
別紙2 SPCの資本金及び株主構成報告書	0件
別紙3 出資保証書	0件
別紙4 保証書（様式）	0件
別紙5 個人情報取扱特記事項	14件
その他	1件
合計	54件

③モニタリング基本計画（案）：25件

第1 総論		
1	モニタリング基本計画の位置づけ	2件
2	モニタリング実施計画	1件
3	モニタリング体制	0件
4	モニタリング対象業務	2件
5	モニタリング費用の負担	0件
第2 運転・維持管理業務のモニタリング		
1	モニタリング方法	2件
2	具体的なモニタリングの手順等	2件
3	運転・維持管理費の減額等	10件
4	運転・維持管理費の支払後に減額が判明した場合の対応	1件
第3 財務状況等に関するモニタリング		
1	モニタリング方法	1件
2	具体的なモニタリングの手順等	1件
第4 事業終了時のモニタリング		
1	モニタリング方法	2件
2	具体的なモニタリングの手順等	1件
合計		25件

④実施方針（案）：1件

用語の定義	0件
第1 本事業の概要	
1 事業の目的	0件
2 事業内容に関する事項	1件
第2 事業者の募集及び選定に関する事項	
1 事業者の募集及び選定方法	0件
2 事業者の募集及び選定の手順	0件
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	
1 入札参加者が企業グループである場合の構成等	0件
2 共通の参加資格要件	0件
3 各業務における参加資格要件	0件
第4 審査及び選定に関する事項	
1 評価委員会	0件
2 落札者の決定	0件
3 評価結果の公表	0件
第5 落札後の手続き	
1 SPC の設立	0件
2 建設 JV の結成	0件
第6 提出書類の取扱い	
1 著作権	0件
2 特許権等	0件
第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1 基本的な考え方	0件
2 要求水準	0件
3 予想されるリスクと責任分担	0件
4 事業の実施状況のモニタリング	0件
第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項	
1 敷地の立地条件	0件
2 本施設の概要	0件
第9 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	0件
第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	0件
2 水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	0件
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合	0件

第1 1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	0件
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	0件
第1 2 その他		
1	予定価格	0件
2	入札及び契約手続等	0件
3	入札に伴う費用負担	0件
4	情報公開及び情報提供	0件
5	本事業の実施方針（案）に関する問い合わせ	0件
別紙		
別紙 1	本事業の実施体制	0件
別紙 2	西谷浄水場平面図	0件
別紙 3	事業者管理範囲	0件
別紙 4	整備対象施設一覧	0件
別紙 5	新設対象施設配置（案）	0件
別紙 6	更新・耐震補強対象施設	0件
別紙 7	撤去対象施設	0件
別紙 8	閲覧資料一覧	0件
別紙 9	リスク分担表	0件
合計		1件

⑤要求水準書（案）：12件

用語の定義	0件
第1 総則	
1 本書の位置付け	0件
2 事業内容に関する事項	3件
3 事業の考え方	0件
第2 基本要件	
1 施設の立地条件	0件
2 本施設の概要	0件
3 本事業に係る前提条件	2件
4 本事業の主要な要求水準	0件
第3 設計及び工事業務に関する要求水準	
1 基本方針	0件
2 事前調査業務	0件
3 設計業務	1件
4 工事業務	0件
第4 運転・維持管理業務に関する要求水準	
1 基本方針	0件
2 業務の進め方	0件
3 運転管理業務	0件
4 保守点検業務	0件
5 修繕業務（突発的な修繕を含む）	0件
6 水質管理業務	0件
7 ユーティリティ等の調達・管理業務	1件
8 保安業務	0件
9 施設見学対応協力業務	0件
10 災害及び事故対策業務	0件
11 事業終了時の引継ぎ業務	0件
別紙	
別紙1 西谷浄水場平面図	0件
別紙2 事業者管理範囲	0件
別紙3 新設対象施設配置（案）	0件
別紙4 撤去対象施設	0件
別紙5 更新・耐震補強・既設流用対象施設	0件
別紙6 整備内容と既設仕様等	2件

別紙 7	水収支フロー図（現況／再整備後通常時／再整備後水質悪化時）	0 件
別紙 8	水質・薬品注入量等実績データ【参考】	0 件
別紙 9	汚泥の性状・成分分析結果【参考】	0 件
別紙 10	撤去・移設対象施設（水道局先行工事）	0 件
別紙 11	個別保全計画	1 件
別紙 12	更新周期表	0 件
別紙 13	公共用水域への排水基準【参考】	0 件
別紙 14	地質調査結果【参考】	0 件
別紙 15	排水処理施設既設埋設管図【参考】	2 件
別紙 16	地歴調査報告書【参考】	0 件
別紙 17	主要配管管路図（既設）【参考】	0 件
別紙 18	主要配管管路図（再整備後）	0 件
別紙 19	既設監視制御設備システム構成図・機能一覧【参考】	0 件
別紙 20	既設計装フロー図【参考】	0 件
別紙 21	既設単線結線図【参考】	0 件
別紙 22	電気機械設備保守点検基準（抜粋版）【参考】	0 件
別紙 23	制御・監視項目表	0 件
合計		12 件

⑥第 2 回質問に関する内容：28 件

第3回質問に対する回答（令和2年5月29日公表）

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
1	基本協定書 (案)	定義	第1条		1	(3)			「建設JV」について、設計企業は本JVに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 含まれない場合は別途市と契約を結ぶとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、工事業務の実施を担う者と設計業務の実施を担う者が異なる企業の場合は、そのとおりです。 後段については、建設JVが本事業における設計を一部自ら行わない場合は、入札参加要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託するため、建設JVと設計受託者が委託契約を締結します。
2	基本協定書 (案)	水道局及び事業者の義務	第3条 第3項						「事業者は、基本契約締結のための協議に当たっては、・・・評価委員会及び水道局の要望事項を尊重する。」とありますが、要求水準を逸脱しない範囲との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
3	基本協定書 (案)	SPCの定款の目的	第4条			(2)			SPCの定款の目的は、排水処理施設の運転・維持管理の実施のみとする。との記載がありますが、本施設で製造される浄水発生土の売払（有効利用）業務は追加できるとの理解でよろしいでしょうか。	汚泥の有効利用は、本事業の運転管理業務に該当するため、排水処理施設の運転・維持管理の実施に含まれます。
4	基本協定書 (案)	SPCの会計監査人	第4条			(7)			SPCには監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。との記載がありますが、会計監査人を設置しない提案も認めていただけないでしょうか。	SPCの定款には、監査役及び会計監査人の設置を定めてください。
5	基本協定書 (案)	SPCの設立	第4条 第3項						同一企業グループ内での事業再編による場合には、貴局の承諾なく、株式を譲渡できるよう御配慮いただけないでしょうか。	同一企業グループ内での事業再編による場合であっても、水道局の承諾が必要となります。このことから、適切な時期に水道局と調整等をお願いします。
6	基本協定書 (案)	基本契約等の締結	第5条 第2項						「事業者（第5号にあっては、その役員又は使用人を含む。）」とありますが、各社が全従業員について、「暴力団員等」（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）でないことを調査することは困難であると思われるため、本文の「使用人」について、削除するか、又は「役員に準ずる使用人」と修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
7	基本協定書 (案)	違約金	第6条						実損害の賠償によるものとし、違約金に関する本条項は削除していただけないでしょうか。また、削除が難しい場合においては、違約金の減額、及び支払義務の発生条件の変更（基本契約等を締結していない場合、違約金支払義務を負わない等）について、交渉は可能でしょうか。	原文のとおりとします。
8	基本協定書 (案)	準備行為	第7条 第3項						「水道局の指示」とありますが、「水道局との合意」と修正していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
9	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条						第8条第1項～第4項は「基本契約等の締結に至らなかった場合」の規定であり、その他の本協定違反の場合には適用されないものと考えます（例：秘密保持義務違反、個人情報取扱義務違反）。 その場合、民法の規定により解決されることとなりますが、事業者としてのリスクを定量化するため、損害賠償の範囲制限（通常損害・直接損害に限定する）、及び上限設定（例えば「落札価格の〇%」「〇〇円」）をしていただけないでしょうか。	前段についてはそのとおりです。例に挙げられた秘密保持義務違反については本協定第10条、個人情報取扱義務違反は本協定第11条が適用されます。 後段については、損害賠償の範囲の制限及び上限の設定について規定しません。
10	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条 第1項						事業者が負担するのは、落札者決定後に貴局に発生した合理的な範囲の費用に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
11	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条 第2項						損害賠償の範囲制限（通常損害・直接損害に限定する）、及び上限設定（例えば「落札価格の〇%」「〇〇円」）をしていただけないでしょうか。	No. 9の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
12	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条 第3項						「合理的な範囲」を具体的にお示しただけではないでしょうか。	合理的な範囲については、本協定第6条に規定する違約金を除く、事業者が本事業の準備に関して支出したSPCの設立や準備行為等に要した費用を想定しています。 なお、水道局の負担額については、水道局と事業者とが協議して決定します。
13	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条 第3項						水道局殿の負担として、「事業者が本事業の準備に関して支出した費用」が対象となっていますが、「事業者の逸失利益」についても対象としていただけないでしょうか。	No. 12の回答を参照してください。
14	基本協定書 (案)	損害賠償	第8条 3項						市の帰すべき事由によって基本契約等の締結に至らなかった場合における、事業者の準備費用負担に関し、市が負担するのは「合理的な範囲」とされていますが、具体的な市負担の範囲をご教示願います。	No. 12の回答を参照してください。
15	基本協定書 (案)	本協定上の権利 義務の譲渡の禁 止	第9条						同一企業グループ内での事業再編の場合には、貴局の承諾なく、本協定上の地位・本協定に基づく権利義務の譲渡・承継を行えるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
16	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条						協定書案では規定されておきませんが、本事業に必要な範囲での複写・複製・改変を行える旨を明記いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
17	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条						協定書案では規定されておきませんが、本協定終了後の情報の取扱いに関して規定していただけないでしょうか（例：本事業終了後に返還・廃棄）。	入札公告時に示します。
18	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 1項						秘密保持義務の対象となる情報が「秘密情報として受領した」ものに限定されていますが、いかなる場合に「秘密情報として受領した」といえるか、ご教示願います。	本協定において、秘密情報とは、相手方からの受領の際に秘密である旨を明示された本事業に関連する一切の情報を指します。
19	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 2項			(3)			「水道局又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由」について、開示者及び被開示者のいずれにも帰責事由がない場合に限り秘密保持義務の対象から除外されると読みえますが、開示者の帰責事由に起因して公知となった情報について、被開示者に対して引き続き秘密保持義務を課す必要はないと考えます。開示者の帰責事由に基づいて公知となった情報は本号が適用され、秘密保持義務が消滅するとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
20	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第2項						秘密情報に含まれないものとして、「独自に開発した情報」を追加していただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、本協定第10条第2項第5号の規定に従い、本協定の当事者が書面により合意した場合、秘密情報には含まれないものとします。
21	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項			(2)			可能な限度で、開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	開示する情報の範囲については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）」に基づき、最終的には水道局が判断し決定します。 なお、開示の範囲については、必要により事業者を確認します。
22	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項			(3)			可能な限度で、開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
23	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項			(4)			「水道局の業務を受託した者」の範囲は広く、また、本事業に関して情報開示が必要な第三者は、第6号以外に想定しがたいように思われるため、「水道局の業務を受託した者」は削除いただけないでしょうか。	水道局が西谷浄水場を運営するにあたって、本事業以外の委託業務があることから、原文のとおりとします。
24	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項			(5)			可能な限度で、開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
25	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項			(6)			開示の可否、開示する情報の範囲等について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
26	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項		(7)			開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか(横浜市情報公開条例では、意見書提出の機会が与えられる旨が規定されているが、本号により、その機会が失われるおそれがあるためです。)	No. 21の回答を参照してください。
27	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 第3項		(8)			第2号と重複しているようにも思われますが、意味合いが異なっていれば、その差異をご教示ください。また、「落札者」を使う意味合いについても、ご教示ください。	第2号と第8号は内容が重複しているため、第8号を削除します。
28	基本協定書 (案)	秘密保持義務	第10条 3項		(8)			「落札者」は「事業者」の誤記と思われます。	第8号の「落札者」は、「事業者」の誤りです。あわせて、No. 27の回答を参照してください。
29	基本協定書 (案)	個人情報の保護	第11条					事業者にのみ個人情報の取り扱いに関する別紙2記載事項を遵守する義務が課せられていますが、基本協定の履行に伴い、事業者から市に対しても個人情報を提供する可能性がある場合には、市にも同様の義務が課せられるとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、水道局の個人情報保護義務は、「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月条例第6号)」に規定されています。
30	基本協定書 (案)	研修の実施及び 誓約書の提出	第12条 第1項					様式1及び様式2の提出にあたり、貴市の研修を受講する必要があると理解します。落札者決定から基本協定書締結までに研修を受講する時間を設けていただくことが可能と考えてよろしいでしょうか。	水道局による個人情報取扱に関する研修は行いません。従事者への研修は事業者にて実施してください。
31	基本協定書 (案)	本協定の有効期 間	第13条 第5項					第10条及び第11条は、存続期間を限定すべきと考えますが、いかがでしょうか(例:本事業終了後、○年間)。	原文のとおりとします。
32	基本協定書 (案)	その他	第16条	1				P.6に「※全ての構成企業と協定を締結します」とありますが、設計企業も構成企業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	工事業務の実施を担う者と設計業務の実施を担う者が異なる企業の場合は、そのとおりです。 あわせて、No. 1の回答を参照してください。
33	基本協定書 (案)	別紙1	7					「構成企業による出資は任意」とありますが、設計企業の出資は不要との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
34	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	全般					どのような個人情報を受領することとなるのか、想定されているものがあればご教示をお願い致します。	一例として、事業関係者の名簿や連絡体制表が想定されます。 その他本事業期間をとおり、業務を行う上で受領する特定の個人を識別できる資料が該当します。
35	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第2条 第5項					安全対策・管理体制の変更については、貴局と事業者との協議・合意事項とすべきではないでしょうか。	原文のとおりとします。
36	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第3条					監督義務の存続期間を限定すべきと考えますが、いかがでしょうか(例:本事業終了後、○年間)。	原文のとおりとします。
37	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第6条					個人情報が記録された資料等の範囲は広く(担当者の氏名が記載されている資料、名刺も該当する。)、複写・複製が必要な局面は多くなる可能性があると思定します。その際、「事務を効率的に処理」という基準では、見解の相違が生じる可能性があるため、「本事業に必要な範囲」での複製・複写ができるように御配慮いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月条例第6号)」の趣旨を踏まえ、本協定別紙2の個人情報取扱特記事項第6条に定めるとおりです。
38	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第7条					個人情報が記録された資料等の範囲は広く、作業場所の外への持ち出し(例:出張先への持参)が必要な局面は多くなる可能性があると思定します。そのため、「本事業に必要な範囲」での持ち出しができるように御配慮いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月条例第6号)」の趣旨を踏まえ、本協定別紙2の個人情報取扱特記事項第7条に定めるとおりです。
39	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第8条 第3項					「水道局が指示する事項」は「水道局と合意した事項」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
40	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第9条					基本協定は基本契約等が全て締結された場合にも終了となりますが、その場合、引き続き、基本契約等に従って個人情報を取り扱えるようにし、返還・引渡を不要とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
41	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第9条					「直ちに」は、「遅滞なく」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
42	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第10条 1項						「委託業務」とありますが、「維持管理委託業務」という認識で宜しいでしょうか。	「委託業務」を「要求水準書に定める業務」に修正します。
43	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第10条 第2項						事前に検査の実施日時を協議可能としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
44	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第11条						「速やかに」は、「遅滞なく」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
45	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第11条						「水道局の指示に従う」は、「対応について水道局と協議する」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
46	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第11条						第2文によると、本条の義務は無限定に存続することとなるため、存続期間を限定すべきと考えますが、いかがでしょうか(例:本事業終了後、○年間)。	原文のとおりとします。
47	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第12条						研修開催の主体は水道局殿、(水道局以外の)横浜市殿、事業者の何れでしょうか。 また、主体が事業者である場合、研修資料をご提供いただけるのでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。
48	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第13条						個人情報の重要性については異論の無いところですが、個人情報の漏洩により、本協定の解除まで行えるというのは過剰な内容であると考えますが、いかがでしょうか。	事件の重大性等の状況により、水道局が本協定の解除を決定することとしています。
49	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第13条						別紙2は、個人情報の取扱いに関する具体的な事項を定める文書であり、損害賠償や解除といった法的責任・効果を伴う事項については、本協定の本文で規定すべきと考えます。よって、本条は削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。	横浜市では、委託契約等の契約を締結する際、契約書の一部として別紙2と同様の特記事項を添付しています。本事業も同様な取扱いであることから別紙として取扱います。
50	基本協定書 (案)	別紙2 個人情報 取扱特記事項	第13条 第1項			(2)			「この契約」とは「本協定」を指すと考えてよろしいでしょうか。	「この契約」を「本協定」に修正します。
51	基本契約書 (案)	汚泥の有効利用 に対する、貴市 への支払い							実施方針p6第1 2 カ(イ)に、運転・維持管理業務に係る対価の支払いは年1回との記載がありますが、汚泥の有効利用に対する、貴市への支払いも年1回と考えてよろしいでしょうか。 【実施方針(案)質疑回答No. 19に支払回数は、「基本契約等の案に示します。」とあったことに関して】	入札公告時に、基本契約等の案である運転・維持管理委託契約特約条項の案で示します。
52	基本契約書 (案)	目的等	第1条 第2項						「本契約は、第6条に規定する建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約とともに不可分一体とする。」とありますが、例えばどれか一つの契約が解除となる場合は、その他の契約も解除になるということでしょうか。	そのとおりです。 あわせて、本契約第16条を参照してください。
53	基本契約書 (案)	定義	第2条			1	(1)		「建設JV」とありますが、設計企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 1の回答を参照してください。
54	基本契約書 (案)	建設JV	第2条						建設JVを結成する際に構成会社間で締結する共同企業体協定書(案)は公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
55	基本契約書 (案)	工事請負契約約 款	第6条						「建設工事請負契約」及び「維持管理委託契約」における契約書(案)は公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
56	基本契約書 (案)	工事請負契約等 の締結	第6条 第3項						「事業者(第5号にあっては、その役員又は使用人を含む。)」とありますが、各社が全従業員について、「暴力団員等」(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)でないことを調査することは困難であると思われるため、本文の「使用人」について、削除するか、又は「役員に準ずる使用人」と修正すべきと考えますが、いかがでしょうか。	原文のとおりとします。
57	基本契約書 (案)	違約金	第7条						実損害の賠償によるものとし、違約金に関する本条項は削除していただけないでしょうか。また、削除が難しい場合においては、違約金の減額、及び支払義務の発生条件の変更(建設工事請負契約及び運転・維持管理委託契約を締結していない場合、違約金支払義務を負わない等)について、交渉は可能でしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
58	基本契約書 (案)	違約金	第7条						基本協定締結後において、本事業の入札手続きに関して5条2項所定の各号の事由が生じた場合は基本契約等の締結の有無にかかわらず違約金の支払義務が発生することとされ(6条)、当該規定は基本協定の有効期間満了後も効力を有することとされています。一方、基本契約においても基本協定5条2項各号所定の事由が発生した場合は事業者には違約金の支払い義務が発生されることとされています。これは重複するものではなく、基本契約の締結後は、基本協定8条に定める違約金は発生しないという理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
59	基本契約書 (案)	違約金	第7条 2項						「前条3項各号のいずれかの事由が生じたとき」との部分について、各号所定の事由が6号3項にある通り、「本事業に関して」生じた場合のみ違約金が発生するとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。
60	基本契約書 (案)	違約金	第7条 3項						事業者のみならずSPCも違約金の支払義務が生じることとされていますが、SPCは本事業の入札手続きに関わらないことから、違約金支払義務を負うのは事業者のみとの認識で宜しいでしょうか。	基本契約締結時にはSPCは既に設立されており、SPCが第6条第3項に定める事由に該当した場合は、SPCにも違約金の支払い義務が生じることとなります。
61	基本契約書 (案)	役割分担	第8条		1				工事業務には本施設の建設に伴う工事監理も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	建築工事(建築設備を含む。)については、工事監理者を定めた上で、監理業務を行うこととします。 この監理業務については、要求水準書(案)を修正し示します。
62	基本契約書 (案)	役割分担	第8条		1				工事業務に工事監理が含まれるとした場合、同工事事業者がセルフ監理を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 この監理業務については、要求水準書(案)を修正し示します。
63	基本契約書 (案)	役割分担	第8条 第3項						「事業者は、第6条による運転・維持管理委託契約の締結後において、技術資料に従い、SPCに対し役員、従業員等必要な人員を派遣する」とありますが、SPCへの人員の派遣は、落札者の代表企業、JV代表構成員及び運転・維持管理企業からのみであり、その他のJV構成員からは不要と理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
64	基本契約書 (案)	役割分担	第8条 第3項						「技術資料に従い」とありますが、具体的にどのような資料を想定されていますでしょうか。	技術資料とは、事業者が提出した提案書類一式及び当該提案書の説明又は補足として事業者又はSPCが基本契約締結日までに水道局に提出したその他一切の文書をいいます。
65	基本契約書 (案)	役割分担	第8条 第3項						「SPCに対し役員、従業員等の必要な人員を派遣する等の方法」とございますが、「SPCの役員、従業員を事業者の会社に所属させたままSPCと兼務を行っても問題は無い」と考えてもよろしいでしょうか。	そのとおりです。
66	基本契約書 (案)	SPCの定款の目的	第9条			(2)			SPCの定款の目的は、排水処理施設の運転・維持管理の実施のみとする。との記載がありますが、本施設で製造される浄水発生土の売払(有効利用)業務は追加できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
67	基本契約書 (案)	SPCの会計監査人	第9条			(7)			SPCには監査役及び会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。との記載がありますが、会計監査人を設置しない提案も認めていただけないでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
68	基本契約書 (案)	対象施設の契約 内容不適合に関 する責任	第10条						設計及び工事に契約内容不適合があった場合には、水道局殿が建設JVに是正措置を促すのが基本だと考えます。 従って、不適合があった際に水道局殿が「SPCに対して設計及び工事は是正措置を要求し」かつ「その際のSPCに生じた費用を建設JVに賠償してもらうよう、SPCに指示する」ことはないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
69	基本契約書 (案)	モニタリング実 施計画	第12条						モニタリング実施計画に設計・施工は不要との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
70	基本契約書 (案)	計算書類等の提 出	第13条						SPCのみではなく事業者についても計算書類等を市に提出する義務が課せられております。事業者の計算書類等の提出は必要ないと思いますが如何でしょうか。	計算書類等の提出はSPCのみに求めることとし、第1項及び第2項の「事業者及びSPC」を「SPC」に修正します。
71	基本契約書 (案)	計算書類等の提 出	第13条 第1項						事業者の計算書類等の提出は、年度末決算後、3ヶ月以内に開かれる株主総会を経て提出することとなりますので、貴局への提出が直前ないしは3ヶ月を過ぎてしまうことも懸念されます。提出期限についてご再考頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
72	基本契約書 (案)	本契約上の権利 義務の譲渡の禁 止	第14条						同一企業グループ内での事業再編の場合には、貴局の承諾なく、本契約上の地位・本契約に基づく権利義務の譲渡・承継を行えるようにしていただけないでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
73	基本契約書 (案)	権利義務の譲渡 の禁止	第14条 2項						事業者による権利義務等の処分の場合にのみ適用される規定であるとの認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
74	基本契約書 (案)	債務不履行	第15条					損害賠償の範囲制限(通常損害・直接損害に限定)、及び上限設定(例:「工事代金の〇%」、「運転・維持管理業務委託料の〇%」)をしていただけないでしょうか。	No. 9の回答を参照してください。
75	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条					基本契約書案では規定されておきませんが、本事業に必要な範囲での複写・複製・改変を行える旨を明記すべきと考えますが、いかがでしょうか。	No. 16の回答を参照してください。
76	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条					基本契約書案では規定されておきませんが、本契約終了後の情報の取扱いに関する規定(例:本事業終了後に返還・廃棄)が必要と考えますが、いかがでしょうか。	No. 17の回答を参照してください。
77	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 1項					秘密保持義務の対象となる情報が「秘密情報として受領した」ものに限定されていますが、いかなる場合に「秘密情報として受領した」といえるか、ご教示願います。	No. 18の回答を参照してください。
78	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 2項		(3)			「水道局又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由」について、開示者及び被開示者のいずれにも帰責自由がない場合に限って秘密保持義務の対象から除外されると読みえますが、開示者の帰責事由に起因して公知となった情報について、被開示者に対して引き続き秘密保持義務を課す必要はないと考えます。開示者の帰責事由に基づいて公知となった情報は本号が適用され、秘密保持義務が消滅するとの認識で宜しいでしょうか。	No. 19の回答を参照してください。
79	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(2)			可能な限度で、開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
80	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(3)			可能な限度で、開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
81	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(4)			「水道局の業務を受託した者」の範囲は広く、また、本事業に関して情報開示が必要な第三者は、第7号以外に想定しがたいように思われるため、「水道局の業務を受託した者」は削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。	No. 23の回答を参照してください。
82	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(6)			開示はやむを得ないものとして、開示する情報の範囲について事前協議できるようにすべきではないでしょうか。御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
83	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(7)			開示の可否、開示する情報の範囲等について事前協議できるようにすべきではないでしょうか。御配慮いただけないでしょうか。	No. 21の回答を参照してください。
84	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(8)			開示する情報の範囲について事前協議できるように御配慮いただけないでしょうか。(横浜市情報公開条例では、意見書提出の機会が与えられる旨が規定されているが、本号により、その機会が失われるおそれがあるためです。)	No. 21の回答を参照してください。
85	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 第3項		(9)			第2号と重複しているようにも思われますが、意味合いが異なっていれば、その差異をご教示ください。また、「落札者」を使う意味合いについても、ご教示をお願い致します。	第2号と第9号は内容が重複しているため、第9号を削除します。
86	基本契約書 (案)	秘密保持義務	第18条 3項		(9)			「落札者」とは「事業者若しくはSPC」の誤記と思われます。	第9号の「落札者」は、「事業者及びSPC」の誤りです。また、No. 85の回答を参照してください。
87	基本契約書 (案)	個人情報の保護	第19条					事業者に加えてSPCも別紙5規定事項の遵守義務を負うこととされていますが、別紙5においては事業者のみが義務の主体となっております。別紙5規定事項のうち、SPCが負うのはどの範囲かご教示願います。	別紙5に規定する個人情報保護の義務の主体は、SPCも義務の主体となります。また、別紙5については、本契約の一部であることから、契約の当事者であるSPCも全部適用となります。
88	基本契約書 (案)	本契約の有効期間	第22条 第2項					第18条及び第19条は、存続期間を限定していただけないでしょうか(例:本事業終了後、〇年間)。	No. 31の回答を参照してください。
89	基本契約書 (案)	その他	第24条					P.7に「※全ての構成企業と協定を締結します」とありますが、設計企業も構成員に含むとの理解でよろしいでしょうか。	No. 32の回答を参照してください。
90	基本契約書 (案)	別紙1						運転・維持管理業務開始は、令和3年4月1日と考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今後のスケジュールを見直します。詳細については、令和2年7月上旬までに横浜市ホームページで公表します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
91	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	全般						どのような個人情報を受領することとなるのか、想定されているものがあればご教示をお願い致します。	No. 34の回答を参照してください。
92	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第2条 第5項						安全対策・管理体制の変更については、貴局と事業者との協議・合意事項とすべきと考えますが、いかがでしょうか。	No. 35の回答を参照してください。
93	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第3条						監督義務の存続期間を限定していただけないでしょうか(例：本事業終了後、○年間)。	No. 36の回答を参照してください。
94	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第6条						個人情報が記録された資料等の範囲は広く(担当者の氏名が記載されている資料、名刺も該当する。)、複写・複製が必要な局面は多くなる可能性があると思定します。その際、「事務を効率的に処理」という基準では、見解の相違が生じる可能性があるため、「本事業に必要な範囲」での複製・複写ができるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 37の回答を参照してください。
95	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第7条						個人情報が記録された資料等の範囲は広く、作業場所の外への持ち出し(例：出張先への持参)が必要な局面は多くなる可能性があると思定します。そのため、「本事業に必要な範囲」での持ち出しができるように御配慮いただけないでしょうか。	No. 38の回答を参照してください。
96	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第8条 第3項						「水道局が指示する事項」は「水道局と合意した事項」としていただけないでしょうか。	No. 39の回答を参照してください。
97	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第9条						「直ちに」は、「遅滞なく」としていただけないでしょうか。	No. 41の回答を参照してください。
98	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第10条 第2項						事前に検査の実施日時を協議可能としていただけないでしょうか。	No. 43の回答を参照してください。
99	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第11条						「速やかに」は、「遅滞なく」としていただけないでしょうか。	No. 44の回答を参照してください。
100	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第11条						「水道局の指示に従う」は、「対応について水道局と協議する」としていただけないでしょうか。	No. 45の回答を参照してください。
101	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第11条						第2文によると、本条の義務は無限定に存続することとなるため、存続期間を限定していただけないでしょうか(例：本事業終了後、○年間)。	No. 46の回答を参照してください。
102	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第12条 第1項						様式1及び様式2の提出にあたり、貴市の研修を受講する必要があると理解します。落札者決定から基本協定書締結までに研修を受講する時間を設けていただくことが可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 30の回答を参照してください。
103	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第13条						個人情報の重要性については異論の無いところですが、個人情報の漏洩により、本契約の解除まで行えるというのは過剰な内容であると考えますが、いかがでしょうか。	No. 48の回答を参照してください。
104	基本契約書 (案)	別紙5 個人情報 取扱特記事項	第13条						別紙5は、個人情報の取扱いに関する具体的な事項を定める文書であり、損害賠償や解除といった法的責任・効果を伴う事項については、本契約の本文で規定すべきと考えます。よって、本条は削除すべきと考えますが、いかがでしょうか。	No. 49の回答を参照してください。
105	モニタリング基本計画(案)	モニタリング基本計画の位置づけ	1	第1	1				建設に関して市がモニタリングを実施する予定でしょうか。実施する場合は建設JVに対してのモニタリング計画案をご教示願います。	建設工事に関しては、入札公告時に示す工事請負契約約款及び要求水準書(案)に規定する仕様書類に基づき、水道局が監督を行います。
106	モニタリング基本計画(案)	モニタリング基本計画の位置づけ	1	第1	1				モニタリング基本計画(案)は、本事業に係る水道局及びSPCを中心とした計画ですが、横浜市水道局以外の関係部局からのモニタリングは無いとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
107	モニタリング基本計画(案)	モニタリング実施計画	1	第1	2				モニタリング実施計画書で定める事項が(1)から(5)まで示されておりますが、モニタリングの中身(項目、時期、体制等)は、SPCからの提案によるかと考えてよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画(案)に規定する範囲内において提案可能です。なお、モニタリング実施計画書は、水道局の承諾が必要です。
108	モニタリング基本計画(案)	モニタリング対象業務	1	第1	4				モニタリング対象業務として、(1)運転・維持管理業務、(2)事業終了時に発生する業務、との記載がありますが、建設工事は対象外との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。あわせて、No. 105の回答を参照してください。
109	モニタリング基本計画(案)	事業終了時に発生する業務	1	第1	4	(2)			事業終了時に発生する業務について、後継者への引継ぎ以外に想定されているものがあれば、具体的にご教示をお願い致します。	モニタリング基本計画(案)第4に定めるとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
110	モニタリング基本計画(案)	モニタリング方法	2	第2	1	(1)			「水道局が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため現地における確認を行う。」とありますが、この場合、貴局から事前の連絡等があるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
111	モニタリング基本計画(案)	現地における確認	2	第2	1	(3)			「SPCは、水道局の現地における確認に必要な協力をを行う。」とありますが、「必要な協力」の範囲、条件、費用負担等については、事前に協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
112	モニタリング基本計画(案)	対価の支払い	2	第2	2				【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】の③定期モニタリングの水道局の内容に、「モニタリング結果に基づいて、運転・維持管理に係る対価の支払いを行う」とありますが、毎月の業務報告に基づき支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	定期モニタリングは毎月実施し、減額ポイントがある場合はSPCに減額ポイントを通知します。3か月分(四半期ごと)の減額ポイントの合計により、四半期ごとの運転・維持管理費の支払い額を決定します。
113	モニタリング基本計画(案)	運転・維持管理業務におけるモニタリング手順	3						表内の定期モニタリングに関して、現行案ではSPCの月及び年度単位の業務報告書に基づき履行状況の評価し、モニタリング結果に基づいて運転・維持管理に係る対価を支払う手順になっており、毎月モニタリング・毎月対価を支払うと読み取れます。一方、実施方針(案)では、運転・維持管理に係る対価の支払いは年1回と読み取れますが、対価の支払い回数についてご教示願います。	No. 112の回答を参照してください。
114	モニタリング基本計画(案)	ボーナスポイントの付与	6	第2	1	(3)	オ		「ボーナスポイントは事業期間を通じて累積することができるものとする。」との記載がありますが、次の式に基づき金額に換算し、当該金額を次回支払う運転・維持管理費に加算した場合についても、累積したポイントから差し引かれられないものと考えてよろしいでしょうか。	ボーナスポイントについては、四半期ごとの運転・維持管理費の支払いと合せ加算相当額を支払った場合、ボーナスポイントはリセットされ、ゼロからスタートします。
115	モニタリング基本計画(案)	減額ポイントの計上	6	第2	3	(3)	ウ		減額ポイントがリセットされる条件はございますか。	要求水準等未達の改善が確認された場合は、当月の減額ポイントが確定した時点で、減額ポイントはリセットはされ、翌月の減額ポイントはゼロからスタートします。あわせて、No. 118の回答を参照してください。
116	モニタリング基本計画(案)	運転・維持管理費の減額又は留保	6	第2	3	(3)	エ		減額又は留保は四半期毎に計算され、当該月分(6月、9月、12月、3月)の対価の支払い額に反映されるものと理解してよろしいでしょうか。	支払い時期等の詳細は、運転・維持管理委託契約特約条項(案)に示します。
117	モニタリング基本計画(案)	運転・維持管理費の減額又は留保	6	第2	3	(3)	エ		【表 減額又は留保の考え方】に記載された”0.1%”とは、何に対するものでしょうか。運転・維持管理業務委託契約書に示される当該四半期(3ヶ月分)の支払予定額に対するものと理解してよろしいでしょうか。	1減額ポイントあたり、当該四半期の運転・維持管理費を0.1%減額又は留保します。
118	モニタリング基本計画(案)	当月の減額ポイント	6	第2	3	(3)	エ		「当月の減額ポイント」とありますが、同一事象の要求水準等未達事項に対して、複数月に同じ減額ポイントが課されることはないと考えてよろしいでしょうか。	同一事象の要求水準等未達に対して、是正計画に沿った改善が確認された場合は、複数月に同じ減額ポイントが課されることはありません。しかし、ある月に要求水準等未達を確認し、その翌月以降は是正勧告又は是正命令による改善が認められないと判断された場合は、同一事象の要求水準等未達に対し是正の状況に応じた減額ポイントが課されることとなります。また、同一事象の要求水準等未達が翌月以降再度確認された場合は、減額ポイントを計上します。なお、同一の要求水準等未達が発生した場合で、同一の要求水準等未達が発生時点から起算して過去3年以内に起こっていた場合の減額ポイントは、モニタリング基本計画(案)P6第2-3(3)【表 是正レベル別の減額ポイント】に記載した各減額ポイントを2倍し、計上します。
119	モニタリング基本計画(案)	ボーナスポイントの付与	6	第2	3	(3)	オ		ボーナスポイントの加算対象となる行為について、具体的事例をご教示下さい。	要求水準書(案)に示す浄水処理施設からの排水の引き渡し条件を超える排水を処理した場合などを想定しています。
120	モニタリング基本計画(案)	ボーナスポイントの付与	6	第2	3	(3)	オ		ボーナスポイントについて、具体的な算出方式などありましたらご教示下さい。	付与するボーナスポイントについては、事象により異なるため、その都度、決定します。
121	モニタリング基本計画(案)	ボーナスポイントの付与	6	第2	3	(3)	オ		「SPCは提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、水道局は、SPCにボーナスポイントを与えることができる。」とありますが、多大な貢献とは具体的にどのようなことを指すのかご教示願います。	No. 119の回答を参照してください。
122	モニタリング基本計画(案)	ボーナスポイントの付与	6	第2	3	(3)	オ		「横浜市水道事業または横浜市民に多大な貢献をした場合」とは具体的にご教示をお願い致します。	No. 119の回答を参照してください。
123	モニタリング基本計画(案)	減額措置や是正措置に関するフロー図	7	第2	3	(4)			減額措置や是正措置に関して、疑義が生じた場合の対処方法については、どのようにお考えでしょうか。	入札公告時に示します。
124	モニタリング基本計画(案)	運転・維持管理費の支払後に減額が判明した場合の対応	P7	第2	4				「損害金を加えて差し引く」とありますが、定期モニタリング(毎月)により貴市にて毎月の履行状況等の評価は完了しているものと考えます。減額は仕方ないものと考えますが、損害金の加算につきましては削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
125	モニタリング基本計画(案)	財務状況等に関するモニタリング	8	第3					財務状況等のモニタリングに関しては、減額措置や是正措置等の対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
126	モニタリング基本計画(案)	財務状況に関するモニタリング	8	第3	2	(1)			「SPCは、毎事業年度、当該事業年度の財務書類…(中略)を作成し、自己の費用をもって会計監査人による監査を受けた上で…(略)」とありますが、会計監査人以外の監査法人又は公認会計士による監査も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 4の回答を参照してください。
127	モニタリング基本計画(案)	事業終了時のモニタリング	9	第4					事業終了時のモニタリングに関しては、減額措置や是正措置等の対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
128	モニタリング基本計画(案)	モニタリング方法	9	第4	1	(2)			「施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況」とありますが、貴局にて想定している資料のイメージがあればご教示をお願い致します。	各種マニュアルや台帳類を想定しています。
129	モニタリング基本計画(案)	表 事業終了時のモニタリングにおける確認書類	9	第4	2				「その他水道局が必要とする書類」とありますが、具体的に想定されているものがあれば、ご教示をお願い致します。	その他水道局が必要とする書類については、各種マニュアルに準じる資料や施設の状態把握等に関わる資料を想定しています。なお、詳細について事業終了5年前から開始する事業者と水道局との協議により決定します。
130	実施方針(案)	募集及び選定スケジュール	8	第2	2	(1)			令和2年1月の実施方針(案)では、事業者の募集及び選定スケジュール(案)が公表されていますが、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言により、応募グループの組成やコンソーシアム間の技術検討に制限が発生しています。今のスケジュールでは、6月の入札公告から9月の入札までの検討期間も短いと考えますので、検討期間を延長いただけないでしょうか。	No. 90の回答を参照してください。
131	要求水準書(案)	表 対象施設と主な整備内容	2	第1	2	(5)			対象施設①旧管理棟に既設建屋及び設備類の撤去とありますが、撤去対象物に付随する周辺敷地に埋設されている配管配線などは、提案上新設計画する対象構造物に支障となる範囲のみの撤去でよろしいでしょうか。ご教示ください。	旧管理棟に設置の設備に関する配管や配線類は、お示ししている図面及び図面から合理的に推測できる範囲かつ擁壁等構造物への影響がない範囲において、すべて撤去してください。
132	要求水準書(案)	表 対象施設と主な整備内容	2	第1	2	(5)			対象施設⑦排水池増設に伴い提案上計画する施設に支障となる埋設管(送泥管、返送管、排泥管等)について撤去、切回しが必要と考えますが、これらの既設埋設管の平面位置、断面位置(埋設深さ等)をご教示ください。	資料閲覧の実施を予定しています。詳細については、No. 90の回答を参照してください。
133	要求水準書(案)	表 対象施設と主な整備内容	2	第1	2	(5)			対象施設⑦排水池増設に伴い提案上計画する施設に支障となる埋設管(送泥管、返送管、排泥管等)について撤去後、新設・切回しが必要となりますが、これらの既設管と同等の性能を有する管径、管種であればよいという解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。	施設整備完了後に、本施設に求める処理能力など、要求水準書(案)を満足する管径、管種を選定してください。
134	要求水準書(案)	浄水処理施設からの排水引き渡し	11			(4)			排水の引き渡し条件は、ア洗浄条件、イ排出水量、ウ固形物量、エALT比しか記載がございません。引き渡し条件として、「引き渡される排水は、SS浮遊物質の濃度以外は放流水質を満たしている」という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
135	要求水準書(案)	浄水処理施設からの排水引き渡し	11			(4)			浄水設備から引き渡される排水に、例えば原水由来の油、未知の毒物、異常な発泡等、放流に支障のある何らかの物質が混入していた場合、排水処理設備から排出される排水が放流出来ないことが懸念されます。当該リスク負担者は排水処理事業者ではない、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
136	要求水準書(案)	排水処理施設設計	21	第3	3	(3)	ア	(7)	「既設脱水機棟に一定期間、新設及び更新対象施設を暫定設置して流用する場合は、劣化改修を含む適切な維持管理を実施する」とありますが、設備の暫定設置に伴う一時的な既設脱水機棟の使用が、設計・工事期間中に完了した場合は、設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に既設脱水機棟を使用しないため、既設脱水機棟の維持管理は水道局様にて行う、との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
137	要求水準書 (案)	ガス	36	第4	7	(3)	ウ		西谷分庁舎及び第2分庁舎側に供給する低圧ガスの費用は水道局様のご負担と考えますがよろしいでしょうか。	そのとおりです。 低圧ガスの分岐及び切り回しは事業者の負担となります。
138	要求水準書 (案)	整備内容と既設 仕様等	別紙6						②既設脱水機棟において、汚泥脱水機・破砕機・搬送設備は「撤去」対象となっています。別紙12では脱水機棟(脱水機設備)、脱水機棟(破砕・搬送設備)が令和9年度以降の更新対象機器となっています(No.1~3乾燥ケーコンパ、ケーホッパは除く)。新脱水機棟を建設し、既設脱水機棟を使用しない場合は、新脱水機棟の運用が可能になった時点で、令和9年度より前に既設汚泥脱水機・破砕機・搬送設備を撤去しても良い、との理解でよろしいでしょうか。 第2回質問に対する回答書No.61における「令和10年度末までに更新」する設備については、合理的な理由があれば令和8年度までに更新することを可とします」との回答に相当するものと考えます。	そのとおりです。
139	要求水準書 (案)	整備内容について	別紙6 2項						汚泥脱水機の前処理として、機械濃縮設備を設置してもよろしいでしょうか。	設置可能です。
140	要求水準書 (案)	火山噴火への対策	別紙11 P8		3	(4)			「火山噴火への対策」について具体的な内容をご教示ください。	要求水準書(案)別紙11に示す火山噴火への対策は対象外とします。
141	要求水準書 (案)	排水処理施設埋 設配管図	別紙15						場内配管を新設、更新、撤去する場合に支障となる構造物(擁壁等)は、部分的に撤去し、現況と同様の形状に復旧するとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。 関係機関と協議の上、既存の構造物(擁壁等)に影響のないよう構造等の検討を行ってください。
142	要求水準書 (案)	排水処理施設埋 設配管図	別紙15						場内配管を更新または撤去する場合、場内の道路が通行止めとなることが想定されます。場内道路は工事に合わせて通行止め可能との理解でよいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、本施設の運転・維持管理や隣接する庁舎に関わる水道局職員及び関係者の通行など業務継続に配慮し、事前に水道局と協議してください。
143	第2回質問に 対する回答書	用語の定義	No.1						「更新年度の翌年を1年目とし、目標耐用年数満了の翌年までに更新が完了するようにしてください。【例】工業計器(目標耐用年数:20年) 令和5年度に新設・更新完了→令和26年度までに更新完了」と記載がございます。 一方で要求水準書(案)別紙6(3/3)※2では「設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は、水道局が行う」とあり、また第2回質問に対する回答書No.22にて「設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に発生する機器の更新は水道局が行うため、事業者で行う必要はありません」と回答されています。 工業計器を含めた設備の目標耐用年数が設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に満了した場合、水道局様にて更新を行うものと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
144	第2回質問に 対する回答書	対象施設	No.5						「既設流用施設において、建築付帯の電気設備・機械設備は～更新してください」とありますが、第2回質問に対する回答書No.101では、「機器や、機器に関連する歩廊、電気盤などは撤去範囲となりますが、什器、建築設備、備品は範囲外です」と記載がございます。 新設脱水機棟を設置し、設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に既設脱水機棟を使用しない場合は、建築付帯の電気設備・機械設備は撤去も更新も行う必要は無く、残置という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
145	第2回質問に 対する回答書	対象施設	No.6						既設排水池、既設脱水機棟の躯体図、建築図(杭基礎含む)をご提供願います。また既設脱水機棟の劣化度調査結果をご提供願います。	前段については、No.132の回答を参照してください。後段については、耐震基準を満たしていることから劣化度調査は実施していません。
146	第2回質問に 対する回答書	第2回質問に 対する回答書	No.7						試運転排水等の量や頻度は未定(貴市回答)とのことですが、これに伴う費用については、別途設計変更で貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	西谷浄水場再整備事業(浄水処理施設)の新設施設の試運転排水等の量や頻度は未定ですが、要求水準書(案)に記載の本施設に求める処理能力の範囲内で試運転を実施することから、追加費用は発生しないものと考えます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
147	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No. 8					既設躯体流用する施設においては、“更新設備重量は既設設備重量以下とする制約を受ける”との理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、既設流用施設自身の構造図や、既設流用施設に設置する設備等の構造図などから強度計算を行い、十分な強度確保が担保されるのであれば、この限りではありません。
148	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No. 15					騒音規制法について、技術資料作成段階に事業者側で関係機関への確認を実施しても宜しいでしょうか。	事業者による関係機関への確認は妨げません。 なお、技術提案を作成するにあたり、関係機関との協議を行った場合は、協議記録等の写しを根拠として、技術提案の際に水道局へ提出してください。
149	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No. 27					劣化診断に関し、「実用上支障がある状態」とは具体的にどのような状態を指しますでしょうか？参考としてその事例(程度が分かるもの)をご提示願います。	機器の異常(発錆、異音、異臭、振動)やコンクリート爆裂(鉄筋露出)など、放置することで劣化が進行し、故障による機器停止や施設の寿命を縮める事などを想定しています。
150	第2回質問に対する回答書	浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大量)	No. 29					発生固形物量は脱水ケーキの発生量より確認するとの回答ですが、脱水ケーキの発生量の測定方法は事業者の提案でよろしいでしょうか。なお現状の脱水ケーキ発生量の測定はどの様に行っているのでしょうか。	脱水ケーキの発生量の測定方法は、事業者提案とします。 なお、現状の算出方法は、次のとおりです。 ・固形物量(Ds-t)=スラッジ圧入量(m3)×(引抜濃度(手分析値、%)／100) ・脱水ケーキ発生量(t)=固形物量(Ds-t)／((100-含水率(%))／100)
151	第2回質問に対する回答書	浄水処理施設からの排水の引き渡し(最大量)	No. 29					脱水ケーキ発生量と排泥池受入量とは濃縮槽滞留時間など様々な要因により必ずしも同じにならないと考えられますがいかがでしょうか。	そのとおりです。
152	第2回質問に対する回答書	浄水処理施設からの排水の引き渡し	No. 35					「通常の排泥運転で低下した水位から推測したものです」と記載がございますが、通常の排泥運転パターン(排泥弁の開閉箇所とその時間・1日に排泥しているのべ時間など)についてご教示いただけないでしょうか。	現状の浄水処理施設では、4系統ある沈でん池のうち1系統において、上流側から排泥弁を4群に分割し、1群4時間、2群7時間、3群37時間、4群87時間の間隔で、1か所につき35秒間排泥しています。排泥弁の設置数は1群、2群は4か所、3群、4群は2か所です。
153	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No. 39					「後段については、引き渡し基準は要求水準書に記載の最大値のみとします」と回答がございます。一方、要求水準(案)では、濃縮槽は既設を流用することとなっております。また、別紙7では排水処理設備に流入するほぼ全ての固形物は、既設濃縮槽を経由することとなっております。以上のことから、引き渡し基準に記載された発生固形物量最大値35.5t/日を既設の濃縮槽で処理した場合の固形物負荷は、要求水準(案)5頁にある「本事業で適用する要綱、指針」に挙げられた「水道施設設計指針(2012)」において「標準とされる固形物負荷10～20kg/(m2・日)」を超過することになりますが、要求水準未達ではない、という理解でよろしいでしょうか。	既設の濃縮槽は、将来の汚泥排出量に対し、水道施設設計指針で標準とされる固形物負荷を超過します。したがって、この部分について要求水準未達とはしません。ただし、安定した処理を継続できるよう、施設整備を行ってください。
154	第2回質問に対する回答書	更新時期	No. 59					「別紙12 更新周期表」の記号「ー」について、撤去対象と定義されていますが、その定義によれば、別紙12の返送地の濁度計、PH計は令和10年度までに撤去となり、その後の保守等は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)別紙12では、濁度計、pH計、UV計の更新を対象外としていますが、公共用水域への排出は事業者の責任において行うものであることから、責任分界を明確にするために、撤去・新設(更新)対象として改めます。撤去・新設(更新)時期は令和8年度までとしますが、事業者の責任の趣旨から早期の更新を求めます。
155	第2回質問に対する回答書	既設施設の運転	No. 65					冬季の停止可能時間を回答頂いていますが、その他の季節については如何でしょうか。	浄水処理の状況が良好であれば、冬季以外でも7時間程度停止可能です。
156	第2回質問に対する回答書	産業廃棄物処理業の許可申請	No. 90					設置許可申請は横浜市殿が申請者であり、処理業の許可はSPCが取得するということがよろしいでしょうか。SPC設立から既設脱水ケーキ処理で処理業をとるのは期間的に不可能です。	設置許可申請及び処理業の許可は、SPCが取得します。 SPCが設置許可申請及び処理業の許可の取得が完了するまでは、今までどおり、水道局から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく技術管理者と、処理責任者を選任します。
157	第2回質問に対する回答書	産業廃棄物処理業の許可申請	No. 90					本事業で新設する施設は産業廃棄物処理施設に該当し、処理業の許可が必要との回答ですが、処理業は新設施設の稼働までに取得すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 産業廃棄物処理業の許可取得には期間がかかるため、既存施設を運転開始する令和3年4月までの取得はできません。	令和3年4月時点で取得している必要はありませんが、基本協定締結後から準備行為として、取得のための準備を始め、SPC設立後速やかに取得してください。
158	第2回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 119					要求水準書別紙18修正版の公開時期についてご教示願います。	要求水準書(案)修正版の公表を予定しています。 詳細については、No. 90の回答を参照してください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
159	第2回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 119					「既設返送管を更新対象とし、流用を不可とします。」と記載があり、また第2回質問に対する回答書No. 121では「配管の新設または更新は、要求水準書別紙15および別紙18に記載のとおりです。」とあり、排水管(上澄水)や着水井返送管、排泥管など大口径配管の大部分が更新対象であると読み取れます。一方で追加閲覧資料「追加7 別紙6 概算・LCC資料」2ページの概算工事費では「返送配管(排水側)切り回し」という項目で既設返送管の一部更新のみ費用計上しており、その他大口径配管の更新費用は見込まれていないように読み取れますが、いかがでしょうか。	第2回資料閲覧で提供した資料(追加7:西谷浄水場再整備事業基本計画見直し及び設計条件整理業務委託報告書(排水処理施設のみ抜粋)【確定版】)の工事内容及び事業費は、基本計画時点に算出したものです。今回の事業は、この基本計画に基づいていますが、一部施工内容を変更するとともに事業費を見直しております。なお、配管の施工内容については、要求水準書(案)別紙15、17、18をご覧ください。
160	第2回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 121					配管の新設または更新は、要求水準書別紙15および別紙18に記載のとおりとありますが、別紙18に示された太線部分(躯体埋め込み部を除く)のすべてを更新するとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
161	第2回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 121					別紙18に示された更新対象の配管について、すべての配管の管種、位置及び埋設深さが提供されるとの理解でよいでしょうか。	第2回資料閲覧で提供した資料の、追加1:西谷浄水場排水処理施設 竣工図集等に記載のある物のみとなります。これ以外については、設計時に事前調査が必要となります。
162	第2回質問に対する回答書	排水処理施設設計	No. 121					別紙18に示された更新対象の配管については、現況の管種及び径の配管を用いて、同位置及び同埋設深さに設置するとの理解でよいでしょうか。	原則管径については同様となります。管種は事業者選定となります。位置及び埋設深さは運用に支障とならない位置に敷設可能です。
163	第2回質問に対する回答書	場内配管撤去	No. 124					別紙18に示された点線部分(躯体埋め込み部を除く)のすべてを撤去するとの理解でよいでしょうか。	そのとおりです。ただし、撤去範囲が不明確であるため、要求水準書(案)別紙17、18の記載内容を修正します。
164	第2回質問に対する回答書	場内配管撤去	No. 124					別紙18に示された撤去対象の配管について、すべての配管の管種、位置及び埋設深さが提供されるとの理解でよいでしょうか。	第2回資料閲覧で提供した資料の、追加1:西谷浄水場排水処理施設 竣工図集等に記載のある物のみとなります。
165	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No.144					事業者は「廃棄物処理施設の設置及び処分業の許可を取得」とありますが、事業者は企業集団であるため、許可の取得は困難と考えます。代表企業で取得するものと読み替えてよろしいでしょうか。	SPCにて取得することとなります。
166	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No.154					電力調達先との契約名義をSPCとするということでしょうか。	そのとおりです。
167	第2回質問に対する回答書	用語の定義	No. 188					『「修繕」:消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること』と定義されておりますので、部品交換は修繕にて実施すると理解しております。一方、要求水準書(案)の34ページ-4-(2)-オによると、メーカーによる定期点検に「機器の機能回復のための部品交換」が含まれておりますが、定期点検は修繕計画立案のために行い、部品交換自体は修繕にて実施するのではないのでしょうか。	修繕は、劣化診断又は保守点検に基づき、消耗品、部分的に劣化した部位・部材又は機器等の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることです。また、メーカー定期点検は、機械・電気設備について、定期的に運転を停止し、各部異常の有無の確認、測定器による診断、性能試験等を製造者等が行うことをいい、さらに定期的又は前述の確認、診断、性能試験等の結果に基づく修繕を製造者が行うことをいいます。
168	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No.195					「有資格者名簿の機械器具設置」において、貴局からこれまでご発注された水処理設備工事で監理技術者に求められる資格は「水道施設工事」または「機械器具設置工事業」でございます。そうした過去の事例から鑑みますと、本事業でも「有資格者名簿の機械器具設置」で求められる建設業の許可業種は「水道施設工事」または「機械器具設置工事業」であると考えますが宜しいでしょうか。	「有資格者名簿の機械器具設置」で求められる建設業の許可業種は、事業者の提案内容によって変わると考えています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
169	第2回質問に対する回答書	第2回質問に対する回答書	No.195						<p>回答欄に「実施方針(案)3(1)オに示す『本事業における経審の業種ごとの総合評定値』における建設業の許可の許可業種と、横浜市の有資格者名簿の業種は一致する必要があります。」とありますが、同回答書No.196の回答欄には「(案)本市ホームページ ヨコハマ入札のとびら → 入札参加資格審査申請について → 工種・細目一覧 → 令和元年・2年度随時申請の申請ガイド (http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/pdf/shinseiguid_e2019-2020.pdf) P36-37に記載の発注工事分類表に基づき、本工事の工事範囲に合致する工種を選定してください。」とあり、本事業の機械設備工事が「水処理設備製作・設置・整備工事」であることを踏まえ、その文言が例示に記載されている箇所を参照すると、「工種」(=横浜市の有資格者名簿の業種)は『機械器具設置』ですが、「許可を受けるべき建設業の種類」も「経審を受けるべき建設業の種類」も、建設業の許可の許可業種は『水道施設工事業』とされており、2つの業種は一致していません。</p> <p>これを踏まえ、本事業の機械設備工事を担当する企業は、「『水道施設工事業』に係る特定建設業許可を有し、横浜市の有資格者名簿において『機械器具設置』の登録を認められている者」も認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本工事では、ポンプ工事もあるため、機械設備工事を担当する企業は、「『機械器具設置工事業』に係る特定建設業許可を有し、横浜市の有資格者名簿において『機械器具設置』の登録を認められている者」とします。</p>
170	第2回質問に対する回答書	第1回質問に対する回答書	No. 198						<p>「本事業における運転・維持管理の対象は別紙6に掲載の全ての施設となります」とありますが、第2回質問に対する回答書No. 101では、「新設脱水機棟を建設し、既設脱水機棟を使用しない場合は、既設脱水機棟の管理は局にて行います」と記載がございます。</p> <p>新設脱水機棟を設置し、設計・工事期間終了後の運転・維持管理期間に既設脱水機棟を使用しない場合は、既設脱水機棟の管理は水道局様にて行う、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>